

## 中野市教育委員会名義の使用許可に関する取扱い基準

平成 19 年 3 月 26 日決裁

平成 20 年 4 月 24 日改正

平成 21 年 5 月 27 日改正

中野市教育委員会名義の使用許可については、下記の取扱い基準によるものとする。

### 1 定義

使用許可における用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

#### (1) 後援

行事の趣旨・開催に賛同し後押しをするもので、行事の責任は一切負わないものをいう。

#### (2) 共催(共同主催)

委員会(事務局を含む。)が事業の企画又は運営に参画(実施主体又はその事務局からの事前協議を含む。)するものをいう。

### 2 名義使用許可の基準

名義使用許可は、各種教育活動振興のための催しで、次の各号に定める条件のいずれかに該当しないものは、原則許可するものとする。

#### (1) 教育的な配慮がなされていないもの

#### (2) 営利を目的とすることが主となるもの

#### (3) 政治活動に関するもの

#### (4) 宗教活動に関するもの

#### (5) 後援許可の場合、金銭を伴う行事の入場料等については、行事内容などを勘案し、相当額以内と認められないもの

### 3 名義使用許可申請

委員会の名義を使用しようとする者は、あらかじめ「事業等後援・共催申請書」等を委員会に提出しなければならない。

### 4 名義使用許可

#### (1) 教育長は、名義使用許可の基準に従い、その内容を審査し、許可、不許可を決定し、申請者に通知するものとする。

ただし、教育長において委員会への付議を要すると認めたものは除く。

#### (2) 使用許可を受けた者は、事業実施後、実施報告書を委員会に提出しなければならない。

### 5 許可取り消し

委員会は、名義の使用許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、許可を取り消すことができるものとする。

#### (1) 申請書類に虚偽の事項を記載し、または申請行事について不正の行為があったとき。

#### (2) 許可した後に、申請内容が 2 に定める条件に該当することが判明したとき。

#### (3) その他、委員会の許可条件等指示に従わなかったとき。